

# (仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第3回市民・議会分科会)

日 時：平成20年8月10日(日) 13:30～16:15

場 所：尾西生涯学習センター

出席者：自治基本条例を考える会委員 8名

ファシリテーター 吉村輝彦

事務局(企画政策課職員) 2名

## 枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	市民参加の機会・実施

## 会議のまとめ(修正事項)

会議のまとめ

元) 市民活動センターの活用がもっと模索されて良いのではないか。

修正) 「議論のプロセス 市民活動センターの活用可能性」として、

・市民活動センターの活用がもっと模索されて良いのではないか。」とする。

## 枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	住民投票

## 会議のまとめ(修正事項)

「会議のまとめ」

元)

住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も少なくない。住民投票の結果と、議会や市長の判断のどちらが優先されるかは難しい問題だと思われるが、最大限、尊重してもらうことが必要だろう。

修正)

住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も少なくない。住民投票の結果と、議会や市長の判断のどちらが優先されるかは難しい問題だと思われるが、最大限、尊重してもらうことが必要である。

「議論のプロセス 実施する場合に検討すべきこと」

元)

住民投票に膨大な費用をかけるのもおかしなこと。議員の改選に併せて実施するなど、費用をかけない工夫が必要だろう。

修正)

住民投票に膨大な費用をかけるのもおかしなこと。議員の改選に併せて実施するなど、費用をかけた工が必要である。

### 枠組みと項目

大項目	基本事項
小項目	市民

### 会議のまとめ

#### 1 市民概念の定義

以下の確認済み事項について再確認した。

市民とは、まちづくりの担い手として「一宮市に属するという意識を持っている方」。具体的には、

市内に住所を持っている者 市内に居住する者 市内で就業する者 市内で就学する者 市内に事務所を有する法人その他の団体 市内で活動する法人その他の団体 市内で活動する者

#### 議論のプロセス

- ・外国人も含めて考える。
- ・活動支援センターの登録時に除外される団体についても、この項目では、特段差別することなく扱う。

### 枠組みと項目

大項目	基本事項
小項目	コミュニティ

#### 1 地域自治組織について

地域自治については、連区—町内会—基礎単位・最終単位（20～30世帯）を軸に考える。

このピラミッド型の構造は、単なる上からの情報伝達だけではなく、下からの意見が集約できる仕組みとして実現する。

#### 2 市民活動団体について

市民活動団体は、地域自治組織と並立的にあるいは補完的に果たす役割があり、まちづくりの担い手として積極的に位置づける。

#### 3 連区や町内会を動かす仕組みについて

管理の仕組みと支援の仕組みのミックスが重要である。

連区が、町内会の活動を活発にする、あるいは、促進させる役割を担う（上からの指導で

はなく、)

お金が上から降りてくるということだけではなく、配分する仕組みを透明にしていく。

町内会からのニーズや提案を活かせるような連区の仕組みにしていく。

町内会は、下からの意見集約をしていく、会計をオープンにしていく、ことを積極的に展開していくことが求められる。その点で、町内会長の役割は大きい。

## 議論のプロセス

### 連区・町内会について

- ・モデルとしての連区は意義があるが、実際に、話し合いの場になっているのかなど様々な課題もある。連区に参加する人も限られているのではないか。人選や運営方法を含めて検討することが大事である。
- ・町内会は、規模が実際に様々である。20～30世帯を一つのまとまりとして考えることが大事ではないか。きめ細やかな対応をしていくためにも。例えば、地震が起きた時を考えて、しっかりとした自治組織が必要。お互い助け合いができる、顔が見える単位で。
- ・町内会は、活動内容、会計などの情報公開が必要。
- ・骨組としてのピラミッド型構造がいる。一方で、組織の硬直化を避ける工夫もいる。孤独死が発見できないようではよくない。下からの様々な動きを受け止めるような仕組みにしていく。
- ・団塊世代をいかに町内会活動に結びつけていくかを考えていく必要がある。

### 仕組みについて

- ・権利と責務を明確にする中で、自治がある。
- ・市民が主体となって、協働によって動かしていく。
- ・そのためには、市民が関心を持つようにしていかないといけない。現状では、なかなか関心を持ってない人が多い。
- ・しかしながら、このままでは、近い将来行き詰まるのは間違いなく、自分たちでどうしていったらいいかを真剣に検討する必要がある、それがまさに自治基本条例である。

### 地域自治組織と市民活動団体

- ・地域を基盤にした活動と市民としての様々なテーマによる市民活動は、並立的であり、補完的な関係である。
- ・地域自治組織ではカバーできない領域や、地域自治組織とは別の切り口からの市民活動団体の取り組みを積極的に認めていく、位置づけていく。
- ・若い人にとっては、市民活動の方が入り口としては入りやすい。そこから、地域の活動に入っていき可能性もある。どう結びつけていくかの仕組みを考えていく。

## 枠組みと項目

大項目	基本事項
小項目	事業者

1 事業者の役割について

一宮市では、事業者も担い手として、積極的にまちづくりに協力していく。

議論のプロセス

現状認識

- ・現実の社会経済状況を踏まえれば、事業者がまちづくり関わるのはそう簡単ではなく、厳しいかもしれない。
- ・ただし、事業者としてまちづくりにおいて果たすべき役割があることを条例において触れる。

事業者の役割

- ・例えば、事業者には、美化、災害時支援などでの役割がある。コンビニやスーパーは、道路前の美化をするなど。

枠組みと項目

大項目	基本事項
小項目	市民の権利・責務

1 市民の権利として

参加する権利がある。

情報を知る権利がある。

一定規模以上の重要な事業について早期段階から公表される権利がある。

税金の使い道（特に、市民税）を決めていく権利がある。

2 市民の責務として

まちづくりに協力する、関わるように努める責務がある。

団体などは、情報を積極的に公開していく責務がある。

助成金を得た団体は、その結果について公開、公表する責務がある。

議論のプロセス

参加・参画

- ・「参加」という言葉がいいのか、「参画」という言葉がいいのかについては、検討する必要がある。

税金の使い道（特に、市民税）を決めていく

- ・1%条例（一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例）を、恒久的な、また、持続的な仕組みにしていくことが大事である。

## 安全・安心して暮らしていく権利

・どのように位置づけるかは検討する必要があるが、一宮で、安全・安心して暮らしていく権利を考えていきたい。